

成績評価・認定規定

I 総則

第1条 この規定は成績評価、履修・単位の認定及び卒業に関する必要事項を定め、本校の教育向上に資することを目的とする。

II 評価

第2条 評価は考査成績、学習態度、出席状況等による総合評価とする。

第3条 前期及び学年の成績について百点法を用いて評価する。指導要録は五段階法で評定する。なお、令和4年度入学生から、達成率による評価となる。

2 五段階評定への換算は次の表による。

評 定	1	2	3	4	5
百点法・評価	0～34	35～49	50～64	65～79	80～100

第4条 各科目の百点法及び達成率による評価の平均は55から70までの範囲を原則とする。

第5条 定期考査は年間5回の考査とする。

第6条 定期考査を受けなかった者について、その理由を審議し必要であれば再考査を実施する。

第7条 考査期間中に不正行為をした者には、その教科・科目以後の考査教科・科目の受験をさせない。

2 不正行為以後の教科・科目の考査成績は0点とする。

III 履修認定

第8条 欠席時数が1単位につき35時間の4分の1未満の場合、その教科・科目を履修したことを認定する。

2 「総合的な探究の時間」においては、欠席時数が、出席すべき時数の4分の1未満の場合、履修したことを認定する。

第9条 単位時数の4分の1以上欠席時数を有する場合、審議し正当な理由によると認められたとき、補講することがある。

2 「総合的な探究の時間」においては、出席すべき時数の4分の1以上の欠席時数を有する場合、審議し、認められたとき、補講することがある。

第10条 単位を修得した科目と同一の科目を再履修することはできない。

第11条 特別活動においては、欠席時数が出席すべき時数の4分の1未満の場合、履修したことを認定する。

第12条 特別活動において出席すべき時数の4分の1以上の欠席時数を有する場合、審議し認められたとき、補講することがある。

第13条 次の場合は公欠とし、出席扱いとする。

ア 非常災害、事故等によりやむを得ず登校できなかった場合

イ 進学、就職等の受験で登校できなかった場合

ウ 学校が認めたクラブ活動、行事等に参加し登校できなかった場合

2 謹慎中の当該時数は欠席時数とする。

IV 単位認定

第14条 履修が認定された教科・科目について、評定が2以上の場合、単位を修得したことを認定する。

第15条 「総合的な探究の時間」においては、履修が認定され、成果が満足できると認められる場合、単位を修得したことを認定する。

第16条 年次終了時に未修得単位を有する場合、審議により必要と認めるときに指導し、追認考査を実施する。

V 卒業認定

第17条 本校カリキュラムに定めた各教科・科目の各年次の単位数の履修が全て認定され、修得単位数を77単位以上有し、「総合的な探究の時間」の単位の修得及び特別活動の履修が認定された場合、卒業を認定する。